

結核予防事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2第1項の規定により、学校又は施設の設置者が実施する結核の定期健康診断事業に対する、法第60条に基づく補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、学校又は施設の設置者が実施する結核の定期健康診断を促進し、結核患者を早期発見することにより、結核の蔓延を防止することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業費は、法第58条の3に規定する学校又は施設の設置者（国、県又は市町の設置する学校又は施設を除く。）の支弁すべき費用とする。

2 この補助金の交付対象は次の各号に掲げるものとし、定期はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒

入学した年度

二 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設に収容されている者のうち65歳以上の者若しくは当該年度中に65歳になる者

65歳に達する日の属する年度以降において毎年度

3 対象となる健康診断は一次検診とする。

4 診断の方法は、間接撮影（レンズカメラ、70mmミラーカメラ、100mmミラーカメラ）、直接撮影とする。

5 補助金の交付対象となる経費は、間接撮影（レンズカメラ、70mmミラーカメラ、100mmミラーカメラ）、直接撮影に要する経費とする。

(交付の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算定するものとする。

一 毎年度、別に定める交付基準額と第3条の1に掲げる費用の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

二 一により選定した額と、事業に要した総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、補助金の交付を受けようとする年度の10月31日とする。ただし、知事が特に認めたものについては、この申請の期日によらないことができるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第6条の申請の取下げは、別記第2号様式によらなければならない。

(補助事業の変更交付申請)

第7条 規則第8条第1項の申請書は、別記3号様式により、当該年度の1月31日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定等)

第8条 知事は、補助金の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助金の変更交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の変更交付の決定をしたときは、速やかに決定内容を補助金の交付申請者に通知しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第9条 規則第11条の実績報告書は、別記第4号様式によらなければならない。

2 第1項の実績報告書は、補助事業等が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付等)

第10条 補助金は、規則第12条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、規則第5条の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記第5号様式によらなければならない。

(補助事業者の協力)

第11条 補助事業者は本補助金に係る関係職員の指示・指導に協力しなければならない。

(決定の取消し)

第12条 規則第14条による決定の取消を受けた補助事業者は、取消を受けた日から30日以内に補助金を返納しなければならない。

決定された補助金の返納額を返済後、10年間補助金の交付対象から除外することができる。

(その他)

第13条 知事に提出する書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。

2 本事業の申請者は、法施行規則第27条の5第1項の規定による通報又は報告をしていなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、令和2年4月1日以降に実施した事業に対する補助金から適用する。

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日以降に実施した事業に対する補助金から適用する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行し、令和5年4月1日以降に実施した事業に対する補助金から適応する。

2 結核予防事業補助金交付要綱（昭和61年4月1日施行）は廃止する。

別紙

結核予防事業補助金の基準額

次に掲げる額の合計額

- 1 454円×医療機関（保健所を除く。以下同じ。）でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延数
- 2 478円×医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数
- 3 506円×医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数
- 4 1,767円×医療機関で直接撮影を受けた者の延数

※ 基準単価は定期外健康診断等の国庫負担(補助金)交付要綱における基準単価とする。